



九条の樹

東久留米「九条の会」ニュース 第46号
2013年9月発行・東久留米「九条の会」
代表者 古田足日・連絡先 鈴木Tel. 042-473-9489
<http://members3.jcom.home.ne.jp/higashikurume9/>
メール: higashikurume9@jcom.home.ne.jp

日本国憲法 第9条
① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

戦争ぜったいやだから！ 日本国憲法9条を守り、生かす

「集団的自衛権の行使」を合憲解釈

糸魚川 清

―海外での米国の戦争に参戦への布石―

戦争放棄と戦力不保持を掲げた憲法九条を変え、日本を再び「海外で戦争する国」に作り変えようとする安倍政権。その第一歩として歴代政権が「憲法上できない」としてきた集団的自衛権の行使を、年内にも可能にしようとしています。

「集団的自衛権」とは

そもそも集団的自衛権とは、自国が攻撃されたわけでもないのに、他国の起こす戦争への参加を合理化するものです。当然日本の防衛とは無関係です。同盟国であるアメリカによる海外での武力行使への参戦につながります。憲法の平和主義に基づく限り、「自衛権」の行使についても厳しい限界があります。「自衛」でなく「他衛」を本質とする集団的自衛権の行使は憲法上認められません。

現実の歴代政府の対応

しかし実際には日米安保条約の歴史は、集団的自衛権のなし崩し的積

み重ねの歴史でもありました。アメリカ軍の駐留を認め、日本の基地から軍事行動に出撃しています。これらは集団的自衛権に他ならないことは、NATO諸国が集団的自衛権の行使として、アメリカに基地使用や領空通過を認めたことで、国際的に改めて確認されました。政府がなんと強弁しようと安保条約そのものが、集団的自衛権を前提にしています。

「集団的自衛権」の生みの親

第二次世界大戦終結後、一九四五年に国際連合が発足しました。国連は軍事同盟をなくし、本格的な「集団安全保障」を目指しました。具体的には国連憲章で個々の加盟国に対し、武力による威嚇・武力の行使を禁止しました。侵略行為の発生時には、安保理が制裁措置を決定することにしました。ところが戦後世界の覇権を狙っていた米国は、国連の統制を受けないで軍事行動がとれるよう「集団的自衛権」の条項を国連憲章51条に盛り込みました。その結果戦前をはるかに上回る規模で軍事同盟が張り巡らされました。

「集団的自衛権」を実行できる国は限

られる

この「集団的自衛権」は自分の仲間を集めた時に、相手が自分より弱い場合しか使えません。結局大国とその仲間たちだけが独占して使える不条理な権利です。

自民党改憲案の狙い

自民党の「憲法改定案」は九条二項を自衛権の発動を妨げるものではないと変更しようとしています。これは個別的自衛権ばかりか「集団的自衛権」の容認であり、さらに「国防軍」の保持までうたっています。この68年間憲法が改定されなかつたのは、国民が平和憲法の神髄として、第九条を支持してきたからであつて、今も間違いなくそうです。

誰が戦場に行くのか

「憲法九条によって縛りをかけられた自衛隊員の海外派兵」と「集団的自衛権行使の下での派兵」とは全く危険性が違います。あるうことか安倍政権は米国式殴り込み部隊である「海兵隊」創設をもくろんでいます。集団的自衛権行使の下での派兵で、戦場に行き犠牲となるのは若者です。決して許すわけにはいきません。

憲法学習会

「自民党憲法改正草案」の興味をきちんと学び、広め、改憲のくわだてを阻止したいと、6月15日(土)自由学園しののめ寮で憲法学習会を開催。お二人のお話を伺いました。

憲法変えて、どんな国・社会に？

塚田勲さん (西部九条の会世話人・「未来をひらく歴史」講師)



当日参加者に配布された自民党憲法草案と現行憲法の資料をもとに、前文・9条・13条・21条(集会・結社、言論・出版、表現の自由) 96条・97条(基

本的人権)等を中心に、約1時間お話を伺いました。

日本国憲法が大切にしている価値、13条「個人の尊重」。「個人」をただの「人」に変えている。似たようなものだと思うかもしれないが、「一人ひとり、他の誰でもない、かけがえのない存在」という発想と「個性のないただの人」では大きく違う。自民党は様々な価値観をもって生きることを認めず、国家権力に従う人をつくりたいのだと。

自民党草案9条2項3には重大なことが！「公の秩序を維持し・・・」というところ、「治安維持」という名で、軍隊が様々な運動を抑え、国民を弾圧できるといふ。戦前の治安維持法の悪夢がよみがえります。

「国民が守ることはかりを書き、他国とは外交でなく、闘うことしか書いていない」、「憲法」とはいえない草案」と。怒りと不安が募る中、市民の情熱ある闘いで勝ち取ったという名古屋高裁判決文「自衛隊のイラク派兵

は憲法九条1項違反(2008年・確定)の紹介は、参加者に希望を与えました。

戦中・戦後を生きて今思うこと

柿崎 平四郎さん(学園町)



1922年生まれの柿崎さんは、自由学園卒業後、「婦人之友社」に勤務。1943年に徴兵され、満州、沖縄へ。沖縄戦の始まる3か月前に台湾に配属されたため、生き残ることができた方。幼いころから大人になるまで、戦争前後の暗い時代を丸ごと生きた歴史の生き証人です。

修身の時間に先生から「なんたって日本人が一番偉い！」といわれ「本当かなー？」と思っただ子供のこと。出版社に入り、

検閲や紙の統制など言論出版の自由が奪われたこと、理由もなく市民を逮捕する当時の警察。ご自身が逮捕・拘束されたお話も。権力者を嫌悪し、当時の朝鮮人蔑視に「こんなことをしていたら、今に日本は困るぞ！」と言っていた尊敬するお父様のことなど。

「戦争は絶対ダメ！人間をダメにします！」という柿崎さんの叫びが、参加者の心を打ちました。

お二人のお話をまとめた冊子をつくりました。当日は43人の方が参加。

「初めて参加」という方が何人もいらしたと、またぜひやって！という声に励まされ、9月28日に2回目の学習会を計画しました。(詳細は4ページに)

「憲法」が幅広い人たちの身近な話題になりつつあることを実感し、世話人一同、知恵を出し合いながらがんばっています。

「南部九条の会」秋葉 泰子

「8周年のつどい」アンケート

5月25日に開催された8周年のつどいには、たくさんの方にご来場いただきありがとうございました。感想がいっぱい寄せられましたので、抜粋してご紹介いたします。

ヴァイオリンとヴィオラコンサート

◆どの曲もアレンジがすばらしく、なじみのある楽曲なのに、とつても新鮮に聴きいってしまいました。全9曲休みもなく一気に演奏するってすごいですね。しかも息ぴったりで！オーケストラより圧倒されました。

◆やさしい音色にいやされました。

◆なつかしい曲（どれも）でした。二重奏すてきですねヴィオラの音の楽しさも知りました。ヴァイオリンとの組み合わせ、かわいくもありました。

◆人生の深味を漂わせる演奏、たのしかったです。お二人のいきが合ってたんだ表情が和んでいく姿がたいへん印象的でした。

◆殺伐とした日々をすごしているので、心が洗われた気がしました。

松元ヒロ・ソロライブ

◆抱腹絶倒熱い熱いライブでした。さいごの「憲法くん」・・・憲法は私たちにとつてほんとうに愛し守っていかなければならぬ存在だと実感しました。

◆初めから最後まで大笑いして笑い疲れました。でも、全国で国民のための憲法を守ろうと語ってくれることは非常に心強いと思います。私ももっと憲法をよく知って厳守すべきですね。笑いながら学べました。

◆最高！！長生きして下さい。前回も来ました。変わらない芸風さすがです。また来て下さるのをお待ちしております！！私も一児の母になるので、子どものためにも自分のできることを頑張りたいと思います。

◆憲法のことを、とてもわかりやすく面白かったです。松元さんのライブをもっと若い人たちにもひろめてほしい

です。（娘）娘と一緒にきました。良かったです。（母）

◆引き込まれた。あつという間の時間でした。世界に誇れる憲法を持っている私たちは幸せです。「前文」あらためて感動しました。

◆するどいジョーク、風刺の中に今の政治の矛盾を感じました。笑ってふきとばしました。

◆はじめて聞かせて頂きました。一年分笑ってわらってこんなに笑ったことはありません。今後のご活躍をお祈りいたします。（女性70才）

その他

◆大変良い企画で、楽しめました。今、危ない政治ですが、だまされず、あきらめず地道に反対していくことが大切だと思います。

◆楽しいつどいの中で、重大な内容が添えられていてよかったです。

◆「9条の会」の出番の時です。がんばりましょう。

